

鶴岡ジュニアオーケストラ 会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は鶴岡ジュニアオーケストラと称する。サブネームとしてジュニア・アンサンブル・クラブとも称する。

(組 織)

第 2 条 本会は鶴岡ジュニアオーケストラに所属する児童・生徒で組織する。入会に際しては保護者の同意を必要とする。

本会の運営及び生活指導等を行なう組織として鶴岡ジュニアオーケストラ育成会を設ける。

(以後、育成会と称する。)

第2章 目的及び活動

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の協力のもとに指導者と連絡を取りながら、社会教育の一環としての音楽活動を行なう。また、本会の活動を通じて自己の力をのばし、協力することの大切さ・喜びを学びとり、豊かな人間性をつくる事を目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は前条の目的達成のために、次の活動を行なう。なお、本会の運営計画・実施育成会にて責任をもって行なうこととする。

- 1 鶴岡ジュニアオーケストラの音楽活動に関すること（練習及び発表活動等）
- 2 会員の親睦に関すること
- 3 その他目的達成のために必要と認めたこと

第3章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。役員は会員の互選とする。

- 1 クラブ長 1 名
- 2 副クラブ長 若干名
- 3 連絡員 若干名

(指導者)

第 6 条 本会の活動に際し、教育・指導を行なう指導者を若干名置く。指導者は育成会総会にて推薦・承認する。

第 4 章 運営

(会費)

第 7 条 本会の年会費及びその他必要な費用等は育成会総会にて決定する。

(運営)

第 8 条 本会の会計は育成会会計に含める事とする。また、会則の制定・改廃、その他運営に関し必要な事項は育成会総会で決定する。

(簿冊)

第 9 条 本会に次の簿冊を備える。

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 その他諸記録

付 則

この会則は 平成 1 5 年 6 月 2 8 日より施行する。

鶴岡ジュニアオーケストラ育成会 会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は鶴岡ジュニアオーケストラ育成会と称する。サブネームとしてジュニア・アンサンブルクラブ育成会とも称する。

(組織)

第 2 条 本会は鶴岡ジュニアオーケストラに所属する児童の保護者、及びその他の者で本会の活動に賛同できる有志によって組織する。

(原則として、鶴岡ジュニアオーケストラ児童の保護者は育成会に入会するものとする。)

第2章 目的及び活動

(目的)

第 3 条 本会は会員相互の連携のもとに学校と連絡を取りながら、音楽を通じて子ども達の健全育成と会員の親睦を深める事を目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的達成のために、次の活動を行なう。

- 1 鶴岡ジュニアオーケストラの運営に関すること。
- 2 校内外の生活指導(事故発生等の予防及び応対等含む) に関すること
- 3 会員の研修と親睦に関すること
- 4 その他目的達成のために必要と認めたこと

第3章 役 員

(役員)

第5 条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 事務局 | 若干名 |
| 4 | 顧問 | 若干名 |
| 5 | 相談役 | 若干名 |
| 6 | 会計監事 | 若干名 |

(役員を選任)

第 6 条 ①新年度の会長、副会長、事務局、顧問、相談役、会計監事は、現会長が推薦し、総会で承認を受ける。

②役員が承認されない場合は、総会にて会員より選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 ①会長は本会を代表し会務を総括する。

②副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

③事務局は会長の委嘱により会務全般を担当する。

④顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、本会の運営に意見を述べることができる。

⑤会計監事は本会の会計監査に当たる。

(役員の任期)

第 8 条 本会の役員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 9 条 ①会議は総会及び役員会の二種とする。

②総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって組織する。議長は総会において選任する。

③役員会は、会長、副会長、事務局、顧問をもって組織する。総会議決事項の執行に当たる他、総会に次ぐ議決機関として、必要に応じて緊急の事項を処理する。

(会議の開催)

第 10 条 ①総会は年一回会長が招集する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

②会長は必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

③役員会は必要に応じて会長が招集する。

(議決事項)

第 11 条 総会は次の事項を議決または承認する。

- 1 事業報告、収支決算、会計監査報告
- 2 事業計画、収支予算
- 3 役員の選出及び承認
- 4 会則の制定及び改廃

5 その他

第 5 章 会計並びに帳簿

(経費)

第 12 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

(会費)

第 13 条 本会の年会費及びその他必要な費用等は総会において決定する。

(会計年度)

第 14 条 ①本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日までとする。

②毎事業年度終了後、会長は遅延なく書類を作成し、会計監事の監査を経て総会に報告し承認を受けなければならない。

(簿冊)

第 15 条 本会に次の簿冊を備える

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会計簿
- 5 その他諸記録

第 6 章 事故の責任

第 16 条 ジュニアオーケストラの活動に際し、事故等が発生した場合、この会及び指導者に対し、保護者は一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 17 条 団員及び指導者は、スポーツ障害安全保険に加入しなければならない。本会は、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみでの対応するものとする。未加入者の活動中の事故については、本会は一切の責任を負わない。

付則

この会則は平成13年4月1日より施行する。

平成18年5月2日 一部改正